

改正案	現行
<p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）<u>第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</u></p> <p>三 医薬品医療機器等法<u>第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療</u></p> <p>三の二 医薬品医療機器等法<u>第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等という。）に係るものに限る。）に係る診療</u></p> <p>四 医薬品医療機器等法<u>第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるもの）に限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。</u></p>	<p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）<u>第二条第十六項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</u></p> <p>三 薬事法<u>第二条第十六項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療</u> （新設）</p> <p>四 薬事法<u>第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるもの）に限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別</u></p>

（）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して九十日以内に行われるものに限る。）

五 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。）

五の二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。）

六 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号（）に記載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であつて、医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

七 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に

に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して九十日以内に行われるものに限る。）

五 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。）

（新設）

六 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号（）に記載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であつて、薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

七 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器（別に厚生労働大臣

係る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の使用又は支給であつて、当該承認に係る使用目的、効果又は使用方法と異なる使用目的、効果又は使用方法に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

七の二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の使用又は支給であつて、当該承認に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能と異なる用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

第二条（略）

が定めるものに限る。）の使用であつて、当該承認に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

（新設）

第二条（略）

○ 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p style="text-align: center;">別表第一</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。） 第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの。ただし、<u>医薬品医療機器等法</u>第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p> </td> </tr> </table>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。） 第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</p>	<p>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの。ただし、<u>医薬品医療機器等法</u>第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。） 第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</p>	<p>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの。ただし、<u>医薬品医療機器等法</u>第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p>		
現行	<p style="text-align: center;">別表第一</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p><u>薬事法</u>（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第二条第十六項</u>に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの。ただし、<u>薬事法</u>第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p> </td> </tr> </table>	<p><u>薬事法</u>（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第二条第十六項</u>に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</p>	<p>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの。ただし、<u>薬事法</u>第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p>
<p><u>薬事法</u>（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第二条第十六項</u>に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療</p>	<p>上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの。ただし、<u>薬事法</u>第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあつては、上欄の診療のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効果又は効果と同様の効果又は効果をも有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの</p>		

<p>医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るもの）に限り、同法第八十条の第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>	<p>上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる機械器具等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた場合にあつては、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたものに限る。）を行わないもの</p>
<p>医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</p>	<p>上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる加工細胞等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日か</p>
<p>薬事法第二条第十六項に規定する治験（機械器具等に係るもの）に限り、同法第八十条の第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療</p>	<p>上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる機械器具等を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた場合にあつては、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたものに限る。）を行わないもの</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

別表第二 (略)	(略)	(昭和三十六年厚生省令第一号) 第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。以下同じ。 (に係るもの限り、同法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。) に係る診療
	(略)	ら当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間(二以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた場合にあつては、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。) に行われたものに限る。) を行わないもの
別表第二 (略)	(略)	
	(略)	

○ 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載を希望している医薬品（当該承認に係る医薬品に限る。）以外の医薬品</p> <p>二（略）</p> <p>三 告示第一条第五号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が保険適用を希望している医療機器（当該承認に係る医療機器に限る。）以外の医療機器</p> <p>四（略）</p> <p>四の二 告示第一条第五号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生医療等製品</p>	<p>一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号。以下「告示」という。）第一条第四号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載を希望している医薬品（当該承認に係る医薬品に限る。）以外の医薬品</p> <p>二（略）</p> <p>三 告示第一条第五号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が保険適用を希望している医療機器（当該承認に係る医療機器に限る。）以外の医療機器</p> <p>四（略）</p> <p>四（新設）</p>

イ 保険適用されている再生医療等製品

ロ 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けた者が保険適用を希望している再生医療等製品（当該承認に係る再生医療等製品に限る。）以外の再生医療等製品

四の三 告示第一条第五号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 病院及び診療所にあつては、告示第一条第五号の二に規定する再生医療等製品の使用又は支給を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ 薬局にあつては、診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第一節に規定する調剤基本料の注2の規定に基づく届出を行った薬局であつて、イに規定する基準に適合している病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき告示第一条第五号の二に規定する再生医療等製品を投与又は支給するものであること。

五 告示第一条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

イ 医薬品医療機器等法第十四条第九項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、効能又は効果に限る。）の一部変更の承認（以下「医薬品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者

（新設）

五 告示第一条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

イ 薬事法第十四条第九項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、効能又は効果に限る。）の一部変更の承認（以下「医薬品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実

が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会(厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十一条に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。第七号の二イ及び第七号の五イにおいて同じ。)が事前の評価を開始した医薬品(当該評価が終了したものを除く。)

ロ (略)

六・七 (略)

七の二 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器イ 保険適用されている医療機器であつて、医薬品医療機器等法第二十条の二の五第十一項(同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項(使用目的、効果又は使用方法に限る。)の一部変更の承認(以下「医療機器一部変更承認」という。)の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始したもの

ロ (略)

七の三 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める条件

イ 前号イに規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該評価が

施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十一条に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始した医薬品(当該評価が終了したものを除く。)

ロ (略)

六・七 (略)

七の二 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器イ 保険適用されている医療機器であつて、薬事法第十四条第九項(同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項(使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に限る。)の一部変更の承認(以下「医療機器一部変更承認」という。)の申請(申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。)を行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第十一条に規定する薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始したもの

ロ (略)

七の三 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める条件

イ 前号イに規定する医療機器の使用にあつては、当該評価が開始され

開始された際に付された条件に従うこと。

ロ 前号ロに規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該申請に係る使用目的、効果又は使用方法に従うこと。

七の四 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める期間

イ 第七号の二に規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該評価が開始された日から六月（当該期間内に医療機器一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間）

ロ 第七号の二に規定する医療機器の使用又は支給にあつては、当該申請が受理された日から二年（当該期間内に当該申請に対する処分があつたとき又は当該申請の取下げがあつたときは、当該処分又は取下げがあつた日までの期間）

七の五 告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生

医療等製品

イ 保険適用されている再生医療等製品であつて、医薬品医療機器等法

第二十三条の二十五第九項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に限る。）の一部変更の承認（以下「再生医療等製品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が事前の評価を開始し

た際に付された条件に従うこと。

ロ 前号ロに規定する医療機器の使用にあつては、当該申請に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に従うこと。

七の四 告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める期間

イ 第七号の二に規定する医療機器の使用にあつては、当該評価が開始された日から六月（当該期間内に医療機器一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間）

ロ 第七号の二に規定する医療機器の使用にあつては、当該申請が受理された日から二年（当該期間内に当該申請に対する処分があつたとき又は当該申請の取下げがあつたときは、当該処分又は取下げがあつた日までの期間）

（新設）

たもの

ロ 保険適用されている再生医療等製品であつて、再生医療等製品一部変更承認の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）が受理されたもの

七の六 告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める条件

イ 前号イに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては、当該評価が開始された際に付された条件に従ふこと。

ロ 前号ロに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては、当該申請に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に従ふこと。

七の七 告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める期間

イ 第七号の五イに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては、当該評価が開始された日から六月（当該期間内に再生医療等製品一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間）

ロ 第七号の五ロに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあつては、当該申請が受理された日から二年（当該期間内に当該申請に対する処分があつたとき又は当該申請の取下げがあつたときは、当該処分又は取下げがあつた日までの期間）

七の八 (略)

八の十 (略)

(新設)

(新設)

七の五 (略)

八の十 (略)

